

公告第 9 号

入札公告兼入札説明書

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 30 日

湯沢雄勝広域市町村圏組合

管理者 佐 藤 一 夫

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 工 事 番 号 | R 07広事工第 2 号 |
| (2) 工 事 名 | 令和 7 年度 清掃センター
100kℓ系濃縮槽及び60kℓ系砂ろ過処理水槽・接触槽防食工事 |
| (3) 工 事 場 所 | 湯沢市関口字川前35番地 1 |
| (4) 工 期 | 契約締結日の翌日から令和 7 年11月28日まで |
| (5) 予 定 価 格 | 有（事前公表は行わない） |
| (6) 最 低 制 限 価 格 | 無 |

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 清掃施設の工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第 3 条の規定による建設業の許可を受けていること。
- (3) 清掃施設の工種について、請負契約を締結する日の 1 年 7 月前の日の直後の年度終了の日以降に建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
- (4) 令和 4 年度以降において本件入札に付する業務と同種又は類似業務の履行実績を有すること。
- (5) 入札参加資格の確認申請の提出期限の日から落札の決定の日までにおいて、湯沢雄勝広域市町村圏組合建設工事等入札参加資格者指名停止基準（平成31年訓令第 6 号）第 2 条第 1 項による指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (8) 社会保険に加入し、かつ、社会保険に滞納がない者であること。ただし、法令の規定により適用を除外されている者は、この限りでない。

3 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認の申請を行うこと。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 建設業許可通知書の写し
- ウ 直近の総合評価値通知書の写し
- エ 同種工事の施工実績等（様式第2号）及び添付書類
- オ 配置予定技術者の資格・工事履歴等（様式第3号）及び添付書類
- カ 配置予定技術者の現況（様式第4号）
- キ 手持工事の状況調書（様式第5号）

(2) 提出期限 令和7年5月12日（月）午前11時まで

(3) 提出先 〒012-0827

秋田県湯沢市表町三丁目3番14号

湯沢雄勝広域市町村圏組合 事務局 事業管理課 事業管理班

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は、送達の実事が確認できる方法（「書留」・「簡易書留」・「配達証明」・「レターパックプラス」）に限る。

(5) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認を行わないものとする。

(6) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において、入札参加を辞退することができる。この場合、入札辞退届（様式任意）を速やかに提出しなければならない。

なお、入札辞退届を提出したあと、当該届の撤回（同一入札案件に参加すること）はできないものとする。

また、入札日時に遅れた場合、本件入札を棄権したものとみなす。

4 設計図書等の閲覧

本件入札に係る仕様書及び金額を記載しない内訳書（以下「設計図書等」という。）は、湯沢雄勝広域市町村圏組合ホームページに掲載する。

湯沢雄勝広域市町村圏組合ホームページ <http://www.yutopia.or.jp/~yokoiki>

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

湯沢市の規則を準用する規則（平成9年規則第5号）において準用する湯沢市財務規則（平成17年湯沢市規則第49号。以下「財務規則」という。）第104条第1項第2号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

財務規則第123条の規定による。ただし、請負代金額500万円未満の工事にあつては、原則として契約保証金を免除する。

6 質問及び回答

本件入札に関する質問がある場合は、書面で提出すること。

- (1) 提出方法 件名を「令和7年度 清掃センター 100kℓ系濃縮槽及び60kℓ系砂ろ過処理水槽・接触槽防食工事」としたFAX又は電子メールで提出すること（様式任意）。
- (2) 提出先 湯沢雄勝広域市町村圏組合 事務局 事業管理課 事業管理班
FAX番号 0183-72-3821
E-mail jigyo@yukoiki.or.jp
- (3) 受付期間 令和7年5月12日（月） 午前11時まで
- (4) 回答 令和7年5月13日（火） 午後3時までに、湯沢雄勝広域市町村圏組合ホームページで公表する。
質問に対する回答は、仕様書と同等の効力を有するものとする。

7 入札に関する事項

- (1) 入札日時 令和7年5月15日（木） 午後1時30分
- (2) 入札場所 湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防庁舎 2階 講堂
- (3) 予定価格 事後公表とする。
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) 入札書の提出及び開札の方法等
 - ア 入札に参加する者（代理人を含む。）は、入札書（様式ア）を持参し提出するとともに、開札に立ち会うこと。なお、入札書は封入を要しない。
 - イ 代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状（様式イ）を提出すること。
 - ウ 開札は、入札終了後、直ちに行う。
 - エ 入札執行回数は、2回（予定価格事後公表）とする。
 - オ 入札書の書き換え及び撤回はできない。
 - カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
 - キ 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。
- (6) 見積内訳明細書（工事費内訳書）の提出
見積内訳明細書（様式ウ）は、1回目の入札に際し、入札書の提出方法に準じて提出するものとする。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2人以上であるときは、次に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
 - ア 初めにくじにより落札者を決定するくじを引く順番を決め、その順番で落札者を決定するくじを引かせる。
 - イ 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ順位を決定する。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれかにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
 - ア 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - イ 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき
- (3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2人以上である場合は、(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 管理者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした競争入札参加資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。この場合において、入札執行者は口頭により通知することができる。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（湯沢雄勝広域市町村圏組合の休日を定める条例（平成3年条例第17号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、管理者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して苦情の申立を行うことができる。

9 入札の無効

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者の入札

- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (7) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札、又は金額を訂正した入札
- (8) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (9) 記名押印を欠く入札
- (10) 入札書において、記載されている入札日の日付が入札公告に示す入札執行日の日付と異なる又は日付の記載がない場合
- (11) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- (12) 開札から落札決定までの間に、入札参加資格要件を満たさないことが確認された者のした入札
- (13) 1 回目の入札に際し見積内訳明細書を提出しなかった者のした入札又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する者のした入札
 - ア 提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの
 - イ 建設工事の件名の記載がないもの
 - ウ 工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの
 - エ 入札金額の内訳の記載がないもの
- (14) 上記に定めるもののほか、法令又は入札に関する条件に違反すると認められる入札

10 落札決定後の手続等

落札者は、落札決定後 7 日以内に、湯沢雄勝広域市町村圏組合との間に契約を締結するものとする。

11 中間前金払と部分払の選択について

請負代金額が130万円を超える工事（継続費又は債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの年度の年度割金額等が130万円を超える工事）については、中間前金払を請求できるので、この場合は、あらかじめ中間前金払か部分払のいずれかを選択するものとする。

この選択については、契約締結時に届け出るものとし、その後においては変更することができないものとする。

12 現場代理人

- (1) 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に常駐しなければならないため、特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人となることはできないものとする。ただし、管理者が現場代理人の工事現場における運営及び権限の行使に支障がなく、かつ受注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、あらかじめ発注者の承認を得た場合に限り、同一現場代理人を配置できることとする。
- (2) 営業所の専任技術者は、現場代理人になることはできない。

13 配置予定技術者（監理技術者又は主任技術者の専任配置を要する場合）

- (1) 落札者は、入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を本工事の現場に専任で配置しなければならない。
- (2) 入札参加者は、他の工事の入札において落札したことにより入札参加資格申請書等に記載した配置予定技術者を本工事に配置することができなくなった場合は、その旨を速やかに管理者に報告しなければならない。
- (3) 本工事に技術者等を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されているときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

14 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることができる。
- (3) 工期は、諸事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札に当たっての留意事項を遵守しなければならない。
- (5) 最低制限価格制度を適用する場合における制度の運用については、湯沢市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要領（令和4年4月1日施行）によるものとする。
- (6) 天変、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が本公告の2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、管理者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、財務規則その他入札に関する規定による。

事務局長		課長		班長		班員		検算		設計	
工 事 名 令和 7 年度清掃センター 100kℓ系濃縮槽及び60kℓ系砂ろ過処理水槽・接触槽防食工事 金抜き設計書											
工 事 番 号 R 07広事工第 2 号 工 事 箇 所 湯沢市関口字川前35番地 1											
仕 様 概 要											
工 事 内 容 前回防食工事から29年以上が経過していることから、経年劣化している各槽を復旧するために防食工事を実施するものです。 工 事 期 間 契約締結日の翌日から令和 7 年11月28日 設 計 額											

令和7年度 清掃センター 100kℓ系濃縮槽及び60kℓ系砂ろ過処理水槽・接触槽防食工事
 (工事番号R07広事工第2号) 金抜き設計
 (単位:円)

名 称	仕 様	数量	単位	単 価	金 額	備 考
1. 100kℓ系濃縮槽						
防食工	内訳設計書 (100kℓ系濃縮槽)	1	式			
2. 60kℓ系砂ろ過処理水槽・接触槽						
防食工	内訳設計書 (60kℓ系砂ろ過処理・接触槽)	1	式			
3. 直接工事費		1	式			
4. 共通仮設費		1	式			
5. 純工事費 (直接工事費＋共通仮設費)		1	式			
6. 現場管理費		1	式			
7. 工事原価 (純工事費＋現場管理費)		1	式			
8. 一般管理費		1	式			
合 計						

内訳 金抜き設計書（100kℓ系濃縮槽）

（単位：円）

名 称	仕 様	数量	単位	単 価	金 額	備 考
1. 労務費						
200m3仮設水槽等組立解体			人工			
仮設配管切り回し作業	保守・管理含む		人工			
15m3仮設水槽設置撤去			人工			
脱離液汚泥移送返送			人工			
槽内洗浄作業費			人工			
洗浄水等移送			人工			
仮設足場組立解体費			人工			
表面処理費（ケレン処理）	ウォータージェット表面処理		人工			
ケレンガラ回収			人工			
断面修復費	耐硫酸性モルタル等		人工			
素地調整費	水系エポキシ樹脂モルタル施工		人工			
防食施工費	日本下水道事業団C種耐有機酸工法		人工			
カバーフロー部埋込管エポキシ樹脂補強			人工			
計						
2. 材料費						
耐硫酸性モルタル	日本下水道事業団適合品		m2			
素地調整材料	日本下水道事業団C種耐有機酸工法		m2			
エポキシ樹脂（中塗り・上塗り）	日本下水道事業団C種耐有機酸工法		m2			
計						
3. 車両機材等損料						
200m3仮設水槽使用料損料	屋根・汚物ポンプ含む		日			
仮設配管・配線等使用料損料			日			
15m3仮設水槽損料			日			
高压洗浄機損料			日			
足場損料			式			
ウォータージェット損料			日			
大型超強力吸引車使用料	（ケレンガラ回収用）		台			
運搬用車両使用料損料	（機材運搬車等）		往復			
工具等消耗損料	（ケレン用工具、防食用工具等）		日			
計						
4. ケレンガラ処分費						
ケレンガラ処分費			t			
計						
合 計						

内訳 金抜き設計書 (60kℓ系砂ろ過処理水槽・接触槽防食工事)

(単位：円)

名 称	仕 様	数量	単位	単 価	金 額	備 考
1. 労務費						
仮設配管切り回し作業	保守・管理含む		人工			
15m3仮設水槽設置撤去			人工			
脱離液汚泥移送返送			人工			
槽内洗浄作業費			人工			
洗浄水等移送			人工			
仮設足場組立解体費			人工			
表面処理費 (ケレン処理)	ウォータージェット表面処理		人工			
ケレンガラ回収			人工			
断面修復費	耐硫酸性モルタル等		人工			
素地調整費	プライマー＋樹脂パテ施工		人工			
防食施工費	日本下水道事業団A種防食工法		人工			
計						
2. 材料費						
耐硫酸性モルタル	日本下水道事業団適合品		m2			
素地調整材料	日本下水道事業団A種防食工法		m2			
エポキシ樹脂 (中塗り・上塗り)	日本下水道事業団A種防食工法		m2			
計						
3. 車両機材等損料						
仮設配管・配線等使用料損料			日			
15m3仮設水槽損料			日			
高压洗浄機損料			日			
足場損料			式			
ウォータージェット損料			日			
大型超強力吸引車使用料	(ケレンガラ回収用)		台			
運搬用車両使用料損料	(機材運搬車等)		往復			
工具等消耗損料	(ケレン用工具、防食用工具等)		日			
計						
4. ケレンガラ処分費						
ケレンガラ処分費			t			
計						
合 計						

(工事番号 R07広事工第2号)

令和7年度

清掃センター100kℓ系濃縮槽及び60kℓ系

砂ろ過処理水槽・接触槽防食工事

仕 様 書

令和7年4月

湯沢雄勝広域市町村圏組合

第1条 適用

本工事は、清掃センターの100kℓ系濃縮槽及び60kℓ砂ろ過処理水槽、接触槽の内壁面を点検し、コンクリート面の補修及び防食塗装を行い、槽内の劣化防止及び施設運転の安定維持を目的に行う。なお、本仕様書に明記のないものであっても、工事遂行のため必要な事項は、本工事に含むものとする。

第2条 業務の概要

1. 工事番号 R 07広事工第2号
2. 工事名 令和7年度 清掃センター
100kℓ系濃縮槽及び60kℓ系砂ろ過処理水槽・接触槽防食工事
3. 工事場所 秋田県湯沢市関口字川前35番地1
4. 工期 契約締結日の翌日から令和7年11月28日まで

第3条 作業員

受注者は、作業の監督、指導及び事務連絡のため主任者を置くこと。また、点検整備内容に定めた事項を安全に遅滞なく作業遂行できる作業人員を確保すること。

第4条 作業工程 受注者は、現場を十分調査のうえ、作業工程を作成し、湯沢雄勝広域市町村圏組合（以下「組合」という。）監督員の承認を受けること。作業工程に変更を生じた場合も、同様とする。

第5条 必要免許・資格

本工事は、有毒ガスが充満している水槽が対象であり、仮設設置時、仮設切替時、仮設運転時、防食施工時にし尿処理施設に関する高度な技術・知識及び仮設足場等を含めた総合的な技術力が必要であるため、配置技術者又は現場代理人については、次の資格を有すること。

- (1) し尿汚泥再生処理施設技術管理士
- (2) 土木施工管理技士
- (3) 酸素欠乏硫化水素危険作業主任者

また、防食被覆工法の全工程を通じて所定の被覆性能が得られるように、次のいずれかの資格要件を満たす専門技術者を選出すること。ただし、届出に当たっては、当人が所属する事業主が発行する職務経歴書及び該当する試験の合格証明書又は認定証を添付すること。

- (1) 防食被覆工法の施工管理経験を3年以上有し、かつ施工者等を網羅するような法人団体（協会）が行う資格試験に合格した者又は当該工事に使用する防食被

覆材料の製造業者及び施工者団体によって使用材料の施工管理能力を有すると認定された者。

- (2) 職業能力開発協会の行う国家技能検定のうち、「強化プラスチック成形（積層防食作業）」1級合格者で、かつ当該工事に使用する防食被覆材料製造業者及び施工者団体によって使用材料の施工能力を有すると認定された者。

第6条 業務の範囲

1. 清掃センター100kℓ系防食工事

1) 業務の内容

100kℓ系濃縮槽の防食工事一式

2) 対象水槽及び施工範囲

100kℓ系濃縮槽：239.7m²（全面）

3) 工事内容

200m³仮設濃縮槽ユニットを設置し、し尿処理施設の通常運転を維持しながら、防食施工すること。

工事の手順・詳細については、受注者自ら処理工程の構造を理解し、施設調査を行い、提案すること。

また、組合監督員と綿密な打ち合わせを行い、し尿投入及び水処理他環境への影響を最小限とすること。

(1) 200m³仮設水槽ユニット

場内に200m³仮設濃縮槽ユニット（構成：仮設水槽（200m³×1基）・フィールドウェル・仮受タンク（3m³）・各種汚物ポンプ等）を設置すること。臭気対策として屋根設置及び屋根防水シート布設を行うこと。

(2) 仮設配管切り回し

既設濃縮槽から200m³仮設濃縮槽ユニットへ流入流出配管を切り回すこと。

仮設配管方法及び切り替える時期については、組合監督員との綿密な打合せを行うこと。

(3) 仮設配線工事

本工事に関連する100V・200Vの配線工事を行うこと。

(4) 脱離液汚泥移送

仮設配管切替後、脱離液及び汚泥を200m³仮設濃縮槽ユニットへ移送すること。

(5) 槽内の清掃

槽内部を高圧洗浄にて清掃し、洗浄水は200m³仮設濃縮槽ユニットへ移送すること。

(6) 仮設足場設置

仮設足場を設置すること。なお、組合監督員と打合せを行い、承認を受けること。また、天井及び壁面の状況を点検すること。

(7) 補修及び防食工法 天井・壁面・床面

- ・ 表面処理（ケレン処理）

槽内全面に固着している結晶化した固形物をはつり作業等で除去し、ウォータージェットによる表面処理を行うこと。施工後のウォータージェット水は仮設水槽（15m³級）へ移送し、汚泥等を沈降分離させ、上水は組合指定場所へ移送し、汚泥等は適正に処理すること。また、槽内の残渣も適正に処理すること。

- ・ 断面修復

施工前に突起物、埃等がないように清掃すること。全面平滑になるように耐硫酸性モルタルで修復すること。

- ・ 素地調整

水系エポキシ樹脂モルタルを施工面にできるだけ平滑に施工すること。

- ・ 防食塗装

日本下水道事業団の下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアルC種耐有機酸工法により施工すること。また、オーバーフロー部埋込管をエポキシ樹脂で補強すること。

(8) 仮設足場解体

仮設足場を解体すること。

(9) 仮設配管及び仮設水槽ユニット解体撤去

養生期間終了後、既設水槽へ配管を切り替え、仮設配管及び200m³仮設濃縮槽ユニットを洗浄し、解体撤去すること。

(10) その他

防食工事中に濃縮槽の掻寄機交換修繕（撤去・設置）を行うことから掻寄機交換修繕との工程調整を図ること。

2. 清掃センター60kℓ系防食工事

1) 業務の内容

60kℓ系砂ろ過処理水槽・接触槽防食工事一式

2) 対象水槽及び施工範囲

砂ろ過処理水槽：148.4m²（全面） 接触槽：95.1m²（全面） 合計：243.5m²

3) 工事内容

仮設配管切り回しを行い、し尿処理施設の通常運転を維持しながら、防食施工を行うこと。

工事の手順・詳細については、受注者自ら処理工程の構造を理解し、施設調査を行い、提案すること。また、組合監督員と綿密な打合せを行い、し尿投入及び水処理他環境への影響を最小限とすること。

(1) 仮設配管切り回し

砂ろ過処理水槽への流入配管を組合監督員指定場所へ切回すこと。仮設配管方法及び切り替える時期については、組合監督員との綿密な打合せを行う

(2) 仮設配線工事

本工事に関連する100V・200Vの配線工事を行うこと。

(3) 脱離液汚泥移送

仮設配管切替後、脱離液および汚泥を組合監督員指定場所へ移送すること。

(4) 槽内の清掃

槽内部を高圧洗浄にて清掃し、洗浄水は組合監督員が指定する場所へ移送すること。

(5) 仮設足場設置

仮設足場を設置すること。なお、組合監督員と打合せを行い、承認を受けること。また、天井及び壁面の状況を点検すること。

(6) 補修及び防食工法 天井・壁面・床面

・ 表面処理（ケレン処理）

槽内全面に固着している結晶化した固形物をはつり作業等で除去し、ウォータージェットによる表面処理を行うこと。施工後のウォータージェット水は仮設水槽（15m³級）へ移送し、汚泥等を沈降分離させ、上水は組合指定場所へ移送し、汚泥等は適正に処理すること。また、槽内の残渣も適正に処理すること。

- ・ 断面修復

施工前に突起物、埃等がないように清掃すること。全面平滑になるように耐硫酸性モルタルで修復すること。

- ・ 素地調整

プライマー塗布後、樹脂パテを施工面に出来るだけ平滑に施工すること。

- ・ 防食塗装

日本下水道事業団の下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアルA種防水防食工法により施工すること。

(7) 仮設足場解体

仮設足場を解体すること。

(8) 仮設配管及び仮設水槽ユニット解体撤去

養生期間終了後、仮設配管から既設配管へ切り替え、仮設配管を解体撤去すること。

第7条 作業安全対策 受注者は、次の事項を遵守し、安全対策を確実に実施しなければならない。

1) 酸欠及び有害ガス対策

受注者は、関係法令を遵守し、常に安全の確保と事故防止に努めるものとする。また、作業上危険を伴う場所、特に槽内作業時は酸欠・有害ガス対策として次の3項目を遵守すること。

(1) 酸素有害ガスの測定（使用機器の校正証明書及びトレーサビリティ証明書の提出）

(2) 軸流送風機による作業中の換気

(3) 有資格者による監視

2) 作業方法

作業主任者は、作業開始・終了を組合監督員に報告すること。

3) 安全衛生管理

作業員は、必要な保護具を装備し、また高所作業を伴う場合は、作業の安全性、各種保安装置等に十分留意し、事故防止に努めること。

4) 労務災害の防止

作業中の事故防止対策を十分行い、また作業員への安全教育を徹底し、労務災

害の発生のないように努めること。

5) 現場管理 資材置場、搬入口、仮設事務所等については、組合と十分協議し、実施すること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

6) 復旧

ほかの設備、既存物件の損傷、搬入通路、借地等に関しては、原型復旧とすること。

第8条 材料及び機器

受注者は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつ新品を使用しなければならない。

第9条 検査及び試験

受注者は、工事に使用する主要機器、材料の検査及び試験は、次のとおり行う。

1) 立会検査及び立会試験

指定主要機器、材料の検査及び試験は、組合監督員の立会で行うものとする。

2) 検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ組合の承認を得た検査要領書に基づいて行うこと。

第10条 提出書類等

受注者は、本仕様書に基づき工事を行い、次のものを提出すること。

1) 着手届

2) 現場代理人及び主任技術者選任届

3) 専門技術者選任届

4) 工程表

5) 工事写真

6) 完了届及び報告書

7) 組合が提出を求めた書類

第11条 保証期間

本工事の保証期間は、引渡の日より5年間とする。なお、保証期間中に生じた施工の不備による欠陥は、受注者の負担にて速やかに復旧及び補修を行わなければならない。ただし、天災等の不測の事故に起因する場合は、この限りではない。

第12条 その他

受注者は、本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、組合と協議して定めるものとする。